

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護申請却下処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、いずれも令和 5 年 2 月 1 0 日付けで行った各保護申請却下処分（以下「本件各処分」という。）の取消しをそれぞれ求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件各処分の違法性・不当性を主張している。

問答集（後記第 6・1・(3)）問 6 0 の 3 では、緊急の場合等は事後の申請でもやむを得ないものとされ、被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である旨を保護のしおり等文書にて知らせていなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合については、上記緊急の場合に準じて取り扱うものであると記載されている。

請求人は、移送費の申請が過去 2 か月分までということを文書でも口頭でも周知されていなかったことから、請求人は事前の申請が困難であったのであり、緊急の場合に準じて支給されるべきである。

第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求はいずれも理由がないから、行政不服審査法 4 5 条 2 項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年 7月29日	諮問
令和6年10月15日	審議（第93回第3部会）
令和6年11月18日	審議（第94回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」としている。

(2) 保護の種類及び移送費

法11条1項は、保護の種類の一つとして、「医療扶助」（4号）を掲げており、法15条は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、医療扶助を行うことを定めるとともに、医療扶助の範囲に「移送」（6号）を含むものと規定している。

(3) 移送の給付

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、次に掲げる範囲の移送について給付を行うものとする」（本件要領第3・9・(1)）とされ、給付の範囲として、「ア 医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」等が挙げられている（同・(2)）。

給付手続については、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要であることを周知することとされ（同・(3)・ア）、事後申請の取扱い、事前の申請が困難なやむを得ない事由があると認められる場合

であって、当該事由が消失した後速やかに申請があったときは、給付を行って差し支えないとされる（同・ウ）。

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問60の3では、緊急の場合等は事後の申請でもやむを得ないものとされ、被保護者に対して福祉事務所が移送の給付の内容と原則として事前の申請や領収書等の提出が必要である旨を保護のしおり等文書にて知らせていなかったことから、当該被保護者が事前の申請が困難であった場合（中略）については、上記緊急の場合に準じて取り扱うものであるとされている。

(4) 扶助費の遡及支給の限度

問答集問13-2の（答）1は、扶助費の遡及支給の限度を、最低生活費の認定変更を必要とする場合について「3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべき」であるとしており、その理由として、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされていること、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないこと等を挙げる。

そして、「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない」とする。

(5) 本件要領及び問答集の位置付け

本件要領は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件各処分についての検討

これを本件についてみると、本件各申請は、令和4年6月分から同年12月分までの移送費について、令和5年1月10日及び同月16日に請求人が処分庁に申請したものである。

移送費の給付は、原則として事前の申請や領収書等の提出が必要で

あるとされ（１・(3)）、扶助費の遡及支給は一般に３か月程度とされているところ（同・(4)）、本件各申請がなされたのは令和５年１月１０日及び１６日であり、他方で、本件各申請の内容は令和４年６月分から同年１２月分までの移送費であるから、令和４年６月分から同年１０月分までについては、いずれも必要としたときから３か月を経過した後に申請されたものと認められる。

したがって、本件各申請のうち、令和４年６月分から同年１０月分までの移送費を支給しないこととした本件各処分は、いずれも上記１の法令等の定めに従って適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

３ 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、事前申請が必要であることや申請期限があることを周知されておらず知らなかったのであるから、事後申請を認め、遡及期間を超えて支給が認められるべきである旨主張するものと解される。

しかし、例外的に３か月程度を超えて扶助費を遡及支給できる場合については、「最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合」（１・(4)）に当たることが必要であるところ、本件においては、そのような事情は認められない。

そうすると、これらの点に係る請求人の主張を採用することはできない。

４ 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

山田攝子、青木淳一、澄川洋子